宅地を購入予定の皆様へ

宅地購入手続きのご案内

手順1　宅地の売払申請（購入予定者）

仙台市に宅地の **売払申請書** を提出いただきます

手順2　不動産鑑定評価（仙台市）

仙台市が土地の鑑定評価を行い、評価開始から3か月程度を目安に、土地の売却価格を記した **土地処分価格明細表** をお送りします

手順3　購入する・しないの意思表示（購入予定者）

価格の有効期間内に購入する・しないの意思表示をいただきます

◆購入する場合

市税の納付状況を確認しますので **誓約書兼市税納付状況確認同意書** を提出いただきます

２名以上の共有名義で購入する場合は、併せて **共同申込書兼持分内訳書** も提出いただきます

◆購入しない場合

宅地の売払申請取下書 を提出いただきます

手順4　補助金に関する国の承認（仙台市）

移転先の整備に国の補助金を使用しているため、売却する際に国の承認が必要となります（手続き期間３～６か月程度）。承認が得られましたら、仙台市から改めて連絡いたします

手順5　売買契約の締結（購入者・仙台市）

土地売買契約書 と **借地契約の変更契約書** に署名・押印をいただきますので、以下のものを持ってご来庁ください

【ご持参いただくもの】

- □ 写真付き公的身分証明書（運転免許証等）
- □ 実印
- □ 印鑑登録証明書（原本）1通
- □ 収入印紙（土地売買契約書 10,000 円※と変更契約書 200 円）
 ※売買代金が 1,000 万円を超え 5,000 万円以下の場合

手順6　代金の支払いと土地の受領（購入者）

契約時に売買代金の **納入通知書** をお渡ししますので、期限内（契約日から2か月以内）に代金を振り込んでください

代金支払と同時に所有権が移りますので、納入したら速やかに土地の **受領書** を提出してください

手順7　登記手続き（購入者）

受領書が提出されましたら **所有権の移転登記に必要な書類** をお渡ししますので、2か月以内に法務局で所有権の移転登記手続きを行ってください。移転登記に要する費用は購入者の負担となります

移転登記が終わりましたら、市にご一報ください。移転登記が完了していることを、市がオンラインで確認いたします

【参考】固定資産税及び都市計画税の取扱い

固定資産税及び都市計画税は、毎年1月1日時点の所有者に課税されます

自治体から土地を購入する場合は、1月1日時点の登記が自治体名義であっても、所有権が移っているとき（売買代金が納入されたとき）は、購入者に課税されます

詳細は、別添の「仙台市から借用していた土地を購入した場合の固定資産税等の取扱いについて」でご覧ください

お問合せ先
〒980-8671　仙台市青葉区二日町 12-34　オンワード樫山仙台ビル 6 階
仙台市　都市整備局　市街地整備課　東部再生係
電　話：022-214-8584（直通）
メール：tos009140@city.sendai.jp

（令和 8 年 11 月版）